

政令

信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御名  
御靈

平成十九年七月十三日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第一二七号

内閣は、信託法（平成十八年法律第二百八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第二百九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。  
（有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件の廃止）  
第一条 有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）は、廃止する。

第一条 商工債令（昭和十一年勅令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

**第一四条ノ一** 商工債ニ付テハ當該商工債ガ信託財産ニ屬スル旨ヲ商工債原簿ニ記載シ又ハ記録シ。

ルコトヲ得ズ第十二条第一項第四号ノ商工債ノ債権者ハ其ノ有スル商工債ガ信託財産ニ属スルトキハ商工組合中央金庫ニ付ノ其ノ旨ヲ商工債規則ノスハ記録ハレコヘテ清衣スレロ、ヨリ専

前項ノ規定ニ依リ商工債原簿ニ記載セラレ又ハ記録セラレタル場合ニ於ケル第十二条第四項及第十九条第一項ノ規定ニ適用シテハ第十二条第四項中「記録セラノ」ナレ商工債原簿ニ記載事項トト

アルハ一記録セレタル商工債原簿記載事項（当該商工債ノ債権ハ有スル商工債カ信託財産ニ属スル旨ヲ含ム）ト第十九条第一項中「商工債原簿記載事項」トアルハ商工債原簿記載事項当

諸商工債ノ債権者、有ノ川商工債力信託財産ニ属ノ川旨ニ合ハシトア  
前三項ノ規定ハ商工債ノ債券ヲ発行スル旨ノ定アル商工債ニ付テハ適用セズ

第三項に改める。

第三条 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第一百四十六号）の一部を次のように改正する。

十三条第一項の規定により信託財産から償還若しくは前払又は賠償を受けよう」に改め、同条第五号中「解除する」を「終了させる」に改める。

第十六条の四第二項中「第三十六条规定第一項に規定する権利を行使する」を「第四十八条第一項若しくは第一項又は第五十三条第一項の規定により信託財産から償還若しくは前払又は賠償を受ける」に改める。

(医療法施行令の一部改正)  
第四条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百一十六号)の一部を次のように改定する。  
第五条の六の表第六百九十五条第三項の項の次に次のように加える。